

岩手県告示第133号

平成28年1月12日付け岩手県報第11544号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成28年岩手県告示第42号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成28年2月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 一関市巖美町字横森138の14、138の29、138の62、138の67、138の70、138の90、138の100、138の101

(2) 所在が不分明である通知の相手方 小岩辰男、佐藤ヤサ子、佐藤満芳

2 通知の内容を掲示した場所 一関市役所